

## 電子カルテ及び医事会計システム導入等業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

この要領は、栃木県精神保健福祉センターが電子カルテ及び医事会計システム導入等業務委託をするにあたり、最も的確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

- |                      |                                                                                                                                 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業務名              | 電子カルテ及び医事会計システム導入等業務                                                                                                            |
| (2) 業務内容             | 別紙「電子カルテ及び医事会計システム導入等業務委託」仕様書<br>(以下「仕様書」という。) のとおり                                                                             |
| (3) 契約期間             | 契約締結の日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで                                                                                                |
| (4) 委託料上限額           | 3,669,500 円 (消費税及び地方消費税を含む。)                                                                                                    |
| (5) 担当所属及び<br>問い合わせ先 | 〒329-1104 栃木県宇都宮市下岡本町 2145-13<br>栃木県精神保健福祉センター企画審査課<br>電話：028-673-8785 FAX：028-673-6530<br>電子メール：seishin-hfc@pref.tochigi.lg.jp |

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成 8 年栃木県告示第 105 号)に基づき、栃木県の競争入札参加資格を有する者又は契約締結時までに資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 本プロポーザル実施に係る参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 電子カルテシステム及び医事会計システムの導入及び運用保守の業務実績を有する者であること。

#### 4 プロポーザル実施の手続

##### (1) 実施スケジュール

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| ア 実施要領等の公表        | 令和7（2025）年6月20日（金）      |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和7（2025）年6月27日（金）12時必着 |
| ウ 質問に対する回答        | 令和7（2025）年7月4日（金）       |
| エ 参加表明書の提出期限      | 令和7（2025）年7月11日（金）12時必着 |
| オ 参加資格審査結果通知書の送付  | 令和7（2025）年7月18日（金）      |
| カ 企画提案書の提出期限      | 令和7（2025）年7月25日（金）12時必着 |
| キ プレゼンテーション       | 令和7（2025）年8月上旬（予定）      |
| ク 選定結果の通知・公表      | 令和7（2025）年8月下旬（予定）      |

##### (2) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するにあたり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）を電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は、「電子カルテ及び医事会計システム導入等委託業務に係る質疑について」と記載すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和7（2025）年6月27日（金）12時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、上記2（5）へ提出すること。

ウ 回答期日：令和7（2025）年7月4日（金）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

##### (3) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書兼資格確認書（別記様式2）及び業務実績等調書（別記様式3）を作成し、電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は、「電子カルテ及び医事会計システム導入等委託業務に係る参加表明書等の提出について」と記載すること。

ア 提出期限：令和7（2025）年7月11日（金）12時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：上記2（5）

ウ 提出方法：電子メールによる。到着確認のため、送信後に電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7（2025）年7月25日（金）12時までに辞退届（別紙様式4）を提出すること。

##### (4) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、令和7（2025）年7月25日（金）12時（必着）までに、持参又は郵送により上記2（5）へ提出すること。なお、郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とし、ページ番号を記載すること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、特段の事情がない限り、記載順序は次のとおりとすること。

(ア) 企画提案の概要（導入の概要、各システムの機能 等）

(イ) 電子カルテシステムの機能に関すること

(ウ) 医事会計システムの機能に関すること

(エ) 各システムの連動性に関すること

(オ) 実施計画及び全体のスケジュール並びに業務遂行人員体制

(カ) 類似事業の業務実績

(キ) 導入に要する経費全体の見積額

(ク) 導入後の運用保守経費の見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県精神保健福祉センター所長宛ての見積書を1部提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

#### (5) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。ただし、開示請求があった場合は、当該企画提案書を作成した参加者に了承を得た場合に限り、開示することができるものとする。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、本プロポーザルの参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 5 審査方法等

### (1) 評価基準

別紙「電子カルテ及び医事会計システム導入等業務委託公募型プロポーザル評価基準」のとおり

### (2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。

なお、実施日時及び場所については、別途通知する。

### (3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、上記(1)の評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

### (4) 契約候補者の選定方法

ア 辞退者及び失格者を除いた参加者のうち、上記(3)による評価において、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者として選定する。

イ 上記アに該当する者が複数あった場合は、各選定員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。

ウ 上記ア及びイに関わらず、各選定委員による評価点の平均点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。企画提案者が1社の場合も同様とする。

### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が上記2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目に

ついて栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売）に公表する。  
なお、委員会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は受け付けない。

**【公表事項】**

- （１）契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由
  - （２）（１）以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点
- ※参加者が２者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

**７ 契約手続**

- （１）契約候補者に選定された者と栃木県精神保健福祉センターとの間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- （２）契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- （３）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

別紙 電子カルテ及び医事会計システム導入等業務委託公募型プロポーザル 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（５名）が採点する。
- 2 辞退者及び失格者を除いた参加者のうち最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。なお、該当する者が複数あった場合は、各選定員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 上記２に関わらず、各選定委員による評価点の平均点が 60 点未満の場合は、契約候補者として選定しない。企画提案者が１社の場合も同様とする。

(100 点満点)

| 評価項目         | 評価内容                                      | 配点  |
|--------------|-------------------------------------------|-----|
| 1 業務内容の理解度   | 委託業務の目的や内容を十分に理解しているか。                    | 5   |
| 2 提案内容の優位性   | 提案内容に具体性、妥当性があるか。                         | 10  |
|              | 電子カルテシステムについて、委託業務の目的を達成する効果的なものであるか。     | 10  |
|              | 医事会計システムについて、委託業務の目的を達成する効果的なものであるか。      | 10  |
|              | 法改正等に対応できる汎用性を有しているか。                     | 10  |
| 3 提案内容の実現可能性 | 過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。       | 10  |
|              | 委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。 | 10  |
|              | 業務の遂行に必要な専門的知識を有しているか。                    | 5   |
| 4 必要経費       | 業務内容に見合った適切な経費であるか。                       | 10  |
| 5 運用保守       | 運用・保守等のランニングコストは適切か。                      | 10  |
|              | 業務内容に適したサポート体制であるか。                       | 10  |
| 合 計          |                                           | 100 |

(選定委員)

選定委員は、次の５名とする。

| 所属            | 職名              | 備考   |
|---------------|-----------------|------|
| 栃木県精神保健福祉センター | 所長              | 委員長  |
| 同上            | 所長補佐（総括）兼企画審査課長 | 副委員長 |
| 同上            | 所長補佐兼教育相談支援課長   |      |
| 同上            | 教育相談支援課副主幹      |      |
| 栃木県保健福祉部障害福祉課 | 課長補佐（総括）        |      |